

資料 面整備関係事業(区画整理・暗渠排水) 一覧 (農村整備関係)

事業名	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業			地域自主戦略交付金			農村基盤整備推進事業	
	農 地 整 備 事 業							小規模農業基盤整備事業 (単農)
型名等	経 営 体 育 成 型			地域水田農業再編緊急整備型		耕作放棄地解消・発生防止基 盤整備事業	ほ場整備 事業	農業農村資 源保全管理 事業
	(旧一般型)	(旧面的集積型)	(旧農業生産 法人等育成型)	緊急整備	畑地転換			
対象	水田			水田	水田	水田・畑	水田	
事業主体	県			県	県	県	市町等	市町等
面積	20ha			20ha	20ha	20ha(耕作放棄地を一定割合以上含む)	3ha	—
	30a以上の区画が2/3			30a以上の区画が 2/3 ※一定のまとまりの ある団地(営農区)の 合計が60ha以上で、 受益面積の合計が 20ha以上	30a以上の区画が 2/3 ※水田を少なくとも 10ha以上他地目(畑 等)に転換すること	営農上まとまりのある一定区域の 規模の合計が60ha以上であること を条件として、土地、水のつながり にとらわれずに一定区域の範囲内 で受益地を設定することが可能		(注)要件は面 整備を実施する 場合である。 面的広がりのある 地域で法人等 が営農を行っ ていること
暗渠排水	単独可能	単独可能	単独可能	単独可能	水田転換を行う事業 (農用地造成)ととも に実施すること(単 独不可)	単独可能	区画整理の中 で実施	単独不可 施設の補修等 の保全管理と 一体的に実施
集積要件	段階的に設定されている。		農業生産法人等 へ集積すること	営農区に占める担い手の経営等面積が 25%以上であり事業により集積率があ がること		無利子融資を受ける場合には、一 定割合以上の耕作放棄地を利用集 積すること	—	—
担い手	認定農業者が 30%以上増加	—	農業生産法人等 農地利用集積率 が30%以上	—	—	—	—	法人等が営農 していること
計画等	促進計画			地域水田 農業ビジョン	地域水田 農業ビジョン	耕作放棄地解消等 基盤整備基本構想	—	土地改良施設 維持管理計画 集落の保全管 理計画
その他	事業要件: ○農山漁村地域整備交付金 ・農山漁村地域整備計画を策定すること ・営農目標推進整備計画を策定すること ○戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 ・国営事業等と一体となって行う事業であること ・営農目標推進整備計画を策定すること			過去に土地改良事業 等を実施した地区	産地づくり構想等の 畑作の営農計画が 位置づけられている こと	受益地に占める解消する耕作放棄 地等の基準を満たす農業者団体が 面積割合が6%以上となること (経営面積が50%以上の場合は 3%以上) 耕作放棄地等の長期活用が見込ま れるもの	事業費:2,000 ~25,000千円	事業費:2,500 ~20,000千円 担い手育成に 必要な農地・農 業用施設の補 修を一体的に 行うもの
事業内容	1.農業生産基盤整備事業 農業用排水施設 農道 客土 暗渠排水 区画整理 2.農業生産基盤整備附帯事業 土壌改良 高付加価値農業施設移転 交換分合 3.農村生活環境基盤整備事業 4.農業経営高度化支援事業			暗渠排水 区画整理 客土 農業用排水施設 農道 農用地保全 土壌改良 営農用水 農業集落環境管理 施設	農用地造成 暗渠排水 客土 農業用排水施設 農道 区画整理 農用地保全 土壌改良 営農用水 農業集落環境管理 施設	1.農業生産基盤整備事業 農業用排水施設 農道 客土 暗渠排水 区画整理 農用地造成 2.農業生産基盤整備附帯事業 耕作放棄地解消・発生防止のた めの簡易な整備 土壌改良 高付加価値農業施設移転等 3.農村生活環境基盤整備事業 4.耕作放棄地解消支援事業 5.耕作放棄地解消・集積促進事業 6.耕作放棄地活用促進事業	・区画整理 ・農道 ・農業用排水施設 ・客土・暗渠排水 ・土壌改良 等	
県庁担当課	農業基盤課							